

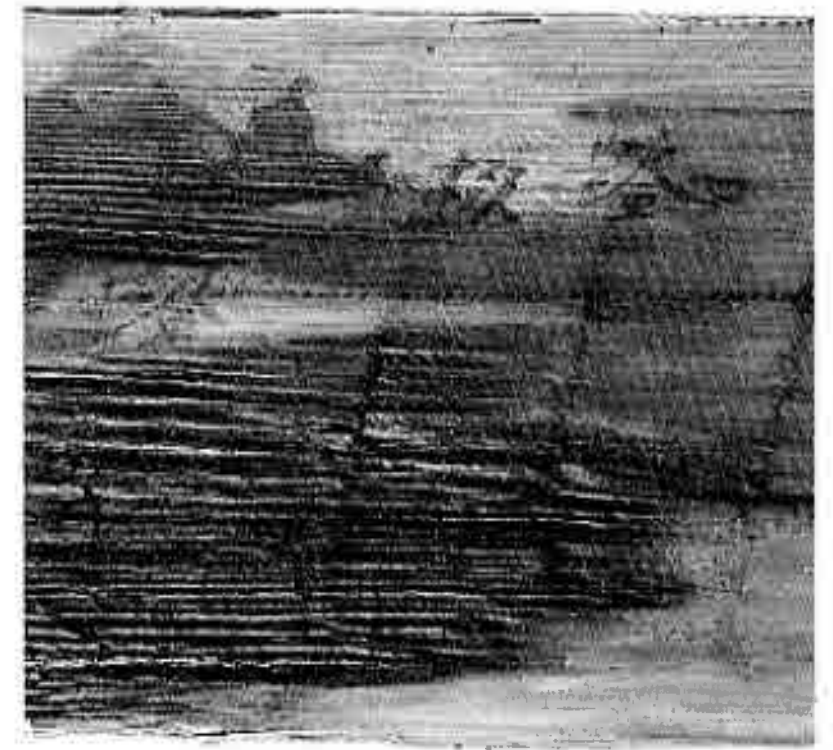
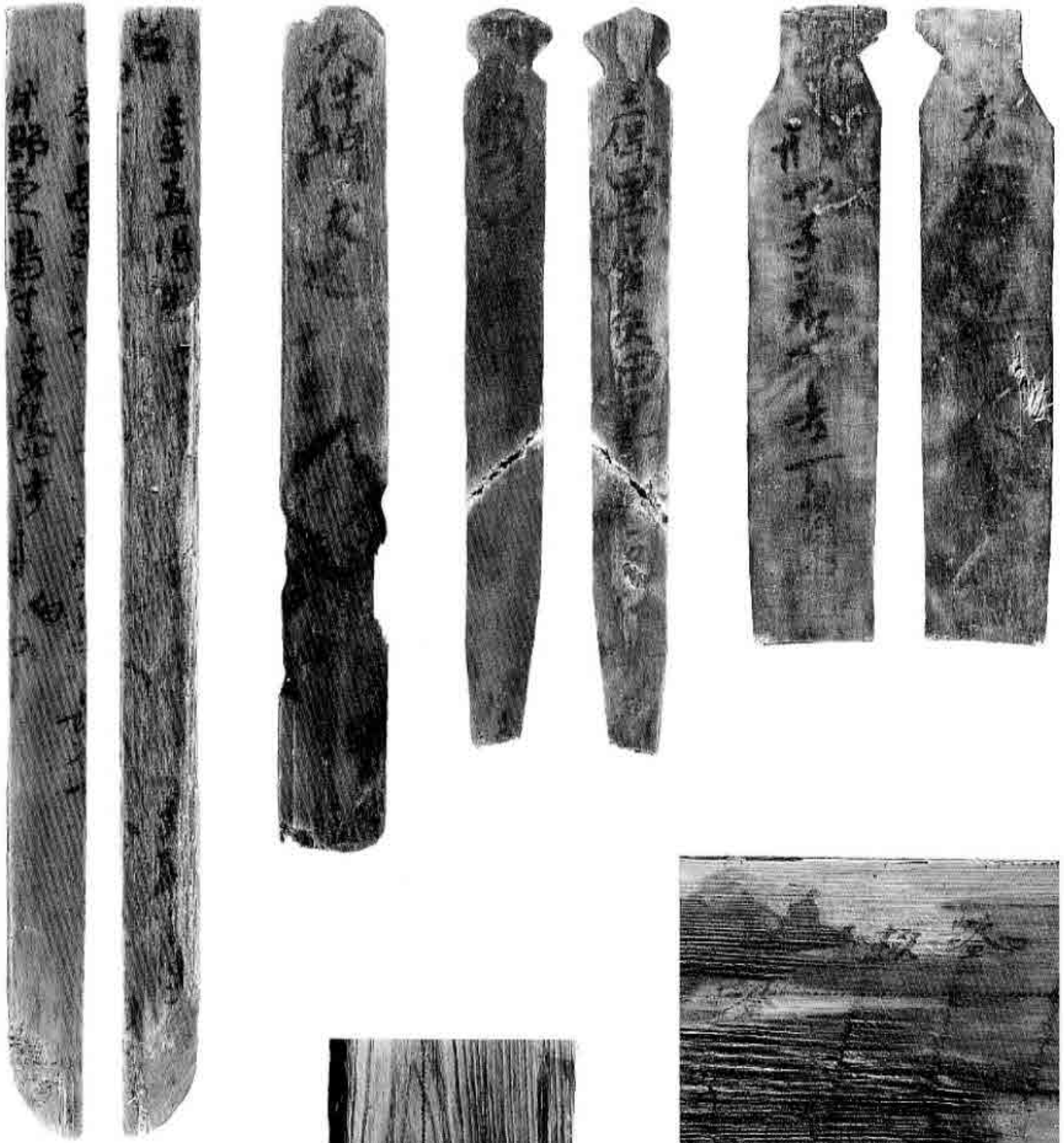
一九九四年一月

平城宮発掘調査出土木簡概報(三)

——二条大路木簡 三——

付 平城宮発掘調査出土木簡概報(三)(四)(五)(六)訂正

奈良国立文化財研究所



(右三点井戸杵墨書部分写真)

(2:3、井戸杵墨書を除く)



竹簡一，刻有文字，首尾有穿孔。

竹簡二，刻有文字。

竹簡三，刻有文字。

竹簡四，刻有文字。

竹簡五，刻有文字。

竹簡六，刻有文字。

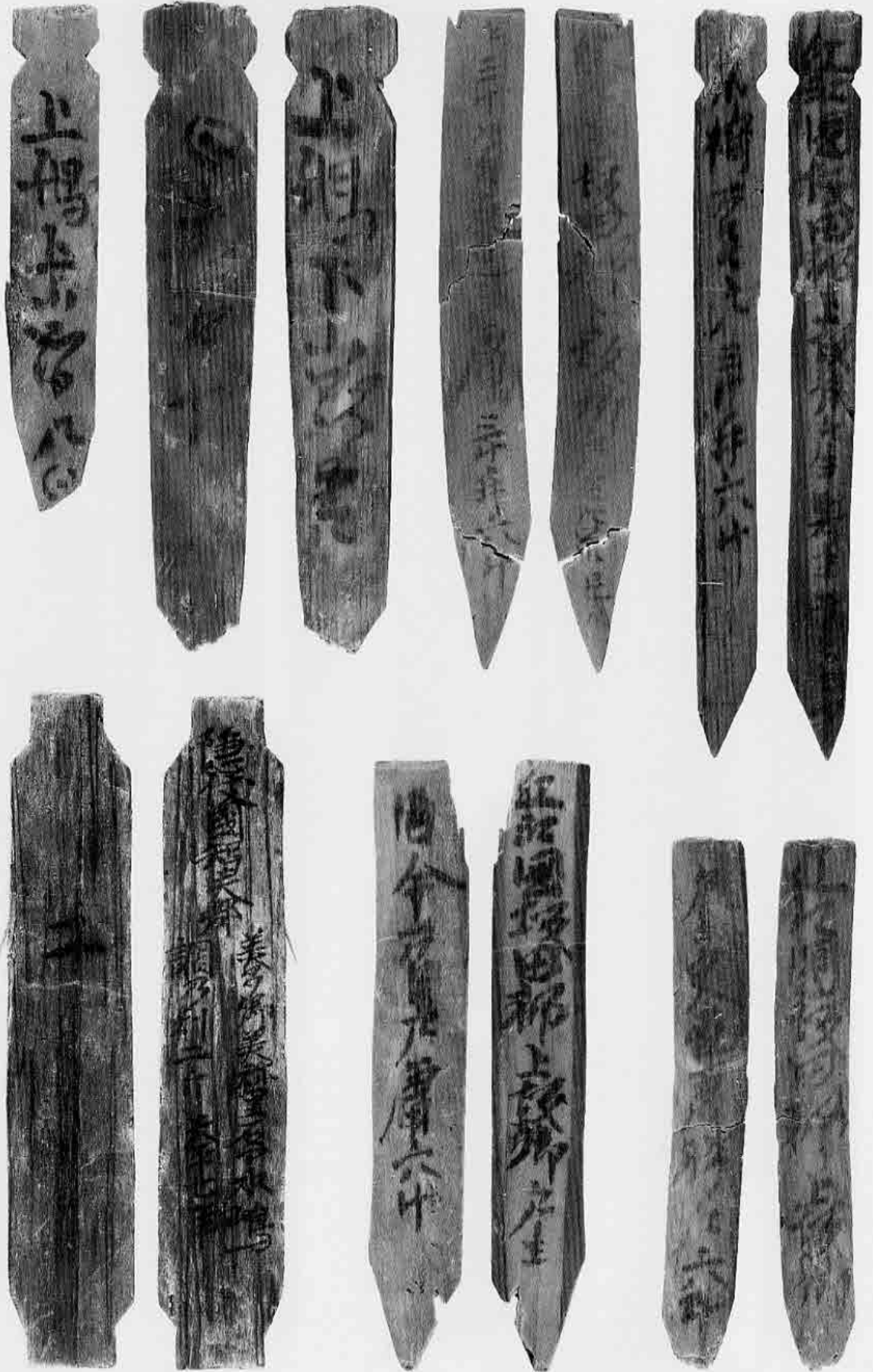
竹簡七，刻有文字。

竹簡八，刻有文字。

竹簡九，刻有文字。

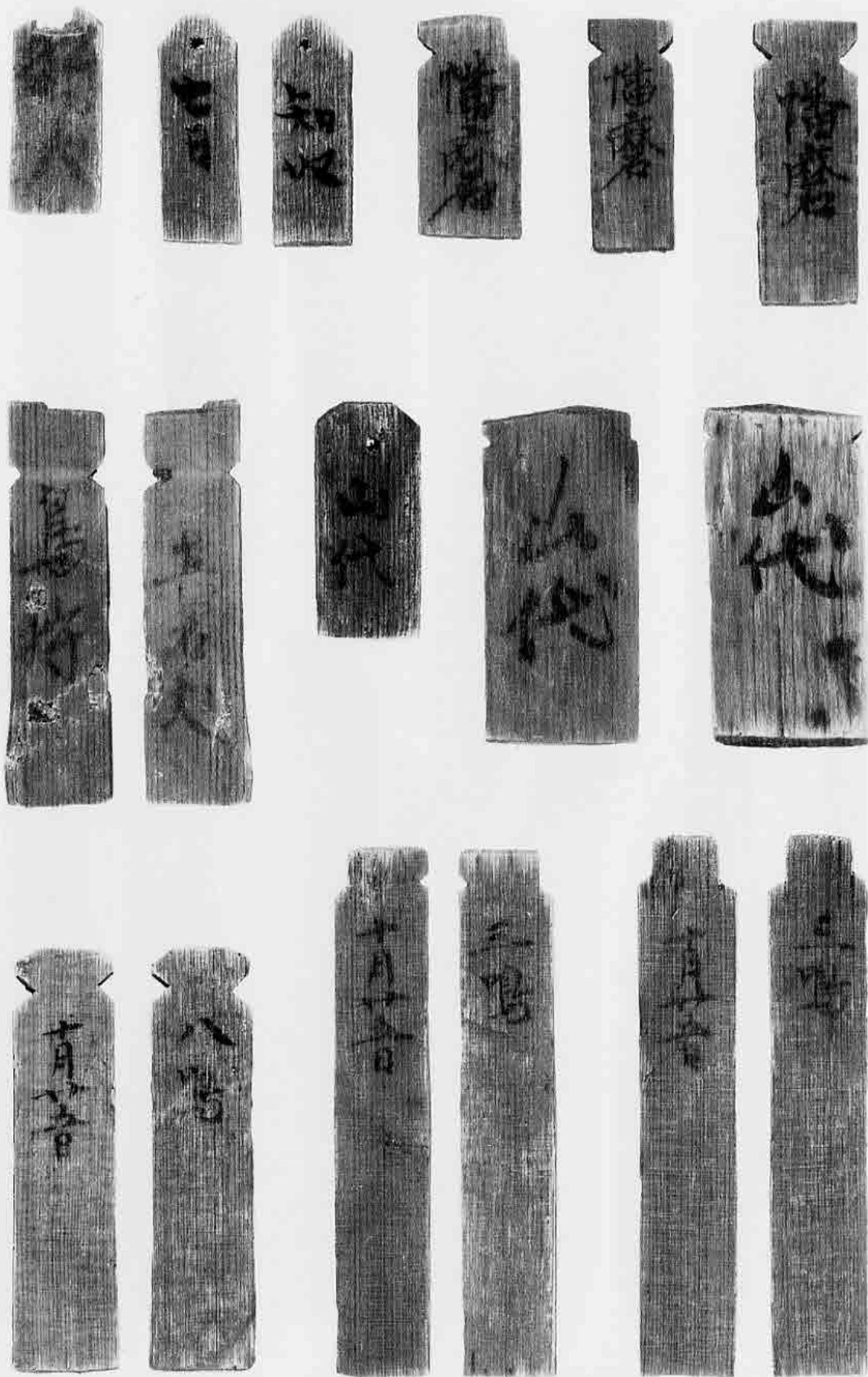






图版七





この概報には、一九九三年度に平城宮・京跡から出土した木簡、及び「二条大路木簡」の一部を収録し、合わせて既報告分の訂正を掲げる。

このうち「二条大路木簡」については、その整理・解読の成果の一部を既に『平城宮発掘調査出土木簡概報』（二十二）、『同』（二十四）として公表してきている。本号では、「二条大路木簡」と総称している。SD五一〇〇・SD五三〇〇・SD五三一〇の三条の溝状土坑から出土した木簡のうち、二条大路の北端に掘られたSD五三〇〇・SD五三一〇出土の木簡を収録する（削屑を除く）。SD五一〇〇出土の木簡、及びこれらの遺構から出土した削屑については、順次次号以降で報告する予定である。

一、木簡出土の地点と状況

一九九三年度の調査

第二四一次調査（6AAD・6ALP区）（一九九三年四月～六月）

調査地は内裏の東、東院の北西に位置し、第二二次・第一八八次調査区の南に接する地域である。第二二次調査では、五〇〇点以上の木簡が出土し、伴出した「造酒」「酢」などと記す墨書土器や、覆屋をもつ井戸、酒ないし水を入れたとみられる甕を据えた穴をもつ建物など、遺構の特徴をも鑑み、この官衙を造酒司と推定した（『平城宮木簡』二）。今回の調査の結果、遺構・遺物とも既往の知見を裏付ける成果が得られ、ここが造酒司跡である蓋然性はさらに高まった。東西六〇m以上、南北九〇m以上の敷地を占め（東限と南限は未確認）、奈良時代後半の

式部省や兵部省の七四m四方、推定宮内省の東西五〇m、南北九〇mと比較すると、かなり大規模な官衙区画であることも明らかになってきた。

検出した遺構は、掘立柱建物一棟・掘立柱塀四条・溝九条・井戸二基などで、奈良時代初期から後期に至るまでの三時期に大別される。奈良時代を通じて造酒司として存続するが、その建物配置は奈良時代前半（A1期、A2期）と後半（B期・平城遷都以降）とで大きく異なる。前半は浅い湧き井戸SE三〇四六・SE三〇四九を中心とする施設配置をとるが、後半は六角形の平面プランの覆屋を伴う井戸SE一五八〇〇を中心とする配置に変化する。建物配置に特に規則性はみられないが、どの時期にも甕の据え付け穴を伴う建物と伴わない建物とがある。

木簡は、調査区西端を南流する溝SD三〇三五から三四点（うち削屑七点）、これを東に付け替えた溝SD三〇五〇から八点（うち削屑二点）井戸SE一五八〇〇の埋土から一点、この井戸の排水溝SD一五八二〇から一点、及び井戸の西側に建つ七間×四間の東西廂付きの南北棟建物SB三〇一一の柱採取穴から一点の、計四五点出土した。

南北溝SD三〇三五は、第二二次調査区の井戸SE三〇四六から南流する幅七〇～八〇cmの溝であるが、溝幅は一定せず部分的に溜まり状を呈する箇所がある。和銅四年（七一）や靈龜二年（七二）の年紀をもつもの、郷里制及び郷制のものなどを含むので、年代幅はかなり広く、A2期まで存続していた可能性がある。伴出した文字史料としては、「酢」と書かれた墨書土器がある。なお、SD三〇三五からは、既に第二二次調査区において五六二点の木簡が出土している。

南北溝SD三〇五〇も、第二二次調査区から南流する溝で、幅は五〇～八〇cmあり、井戸SE三〇四六と新たに造られた井戸SE三〇四九の

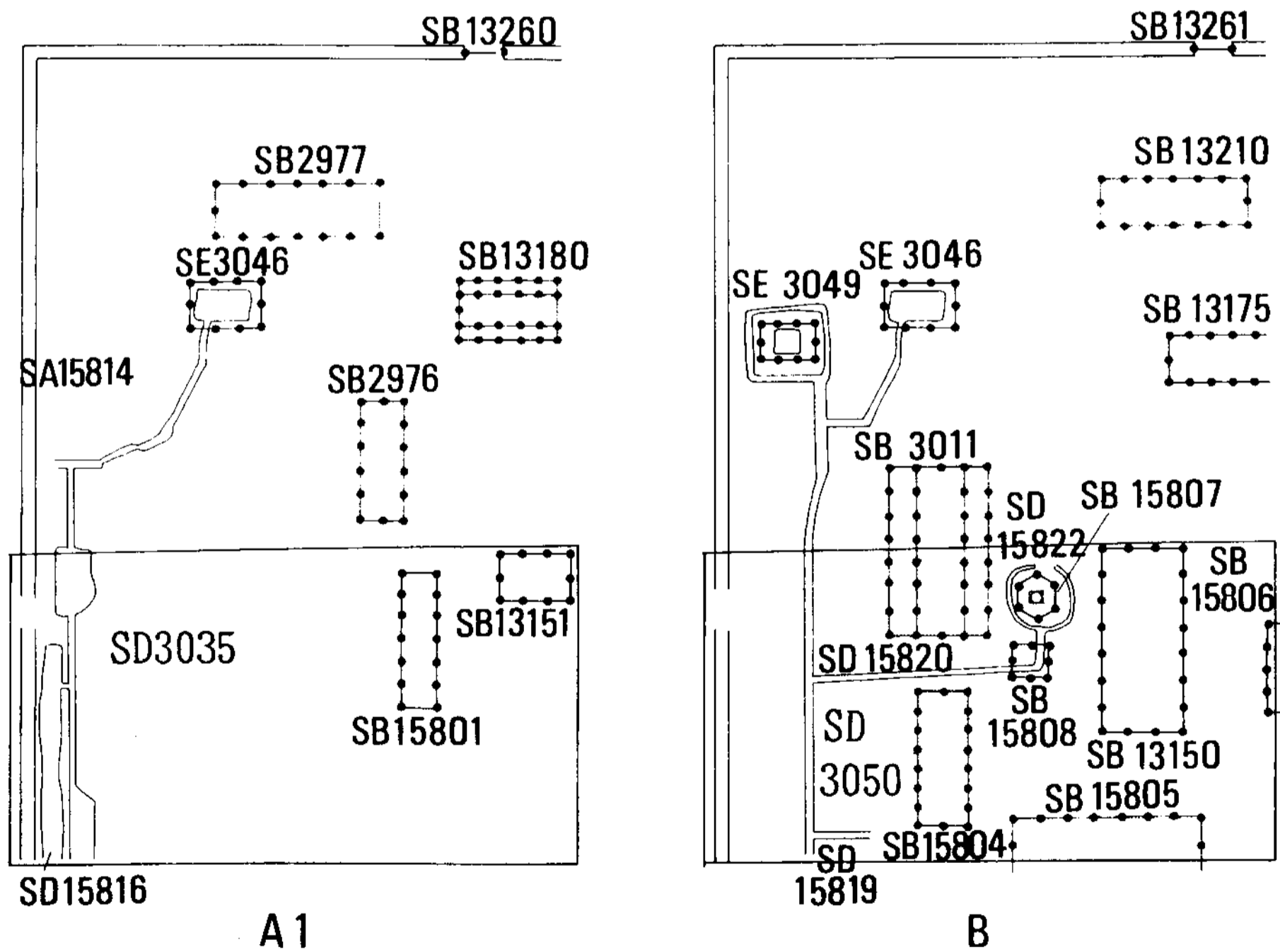
排水を兼ねている。天平一二（七四〇）の年紀のある木簡が出土しているほか、出土した土器の年代観から、奈良時代末期まで存続したものとみられる。なお、SD三〇五〇からは、既に第二二次調査において一六点の木簡が出土している。

井戸SE一五八〇〇は、A2期からB期まで存続する井戸である。井筒は直径一四〇cm、深さ一四五cmで、杉の一木をくりぬいた上で縦に三分割し、据え付けの段階で木目を合わせて元に戻している。井戸底にはバラスを敷き詰める。また、井筒の周囲には、手摺と考えられる一辺一五四〜一六〇cmの方形板枿が伴う。B期になると、井戸SE一五八〇〇には、六角形の覆屋SB一五八〇七が設けられる。この建物には二時期の石敷舗装が伴う。このように井戸SE一五八〇〇は極めて特殊な構造をもつ井戸であり、一般の酒醸造用の井戸ではなく、供御・神専用の酒の醸造に関わる井戸の可能性がある。

SE一五八〇〇の排水用の溝SD一五八二〇は、井戸周辺の方石石組溝SD一五八二一から流れ込み、逆L字形に西に曲がってSD三〇五〇に合流する幅六〇〜七〇cmの溝である。上層・下層の二時期がある。木簡は上層から出土したが、釈読不能。

SB三〇一一は、SE一五八〇〇の西側に位置し、東西両面に廂が付く七間×四間の南北棟建物。身舎は桁行八尺等間、梁間一〇尺等間で、廂の出は西側一一尺、東側一〇尺とする。A2期のSB一五八〇三を建て替えたもので、同様に甕の据え付け穴を伴う。木簡は身舎南東隅の柱の抜取穴から出土したが、釈読不能。

なお、木簡以外に注目すべき遺物として、銅印（記号か）と、「□野伎五十戸懸」と頸部外面に刻書された大甕の破片がある。



造酒司の遺構変遷図（A2期除く）
（下半が第241次調査）

(一九九三年六月―十二月)

調査地は、宮東張り出し部南端、現在の宇奈多理神社の南から西にかけての地域で、第一二〇次調査区に西接し、第四三次調査区の東の一部接している。東張り出し部南半には東院と呼ばれる施設が置かれ、首皇子や阿倍内親王の居所東宮を継承し、宝亀年間には楊梅宮として改作されたと考えられている。この東院の南東隅にあたる宇奈多理神社の南東の地域からは、奈良時代を通じて存続する池を中心とした庭園が検出されており、また周辺には官衙ブロックが形成されていたことが明らかになっている。今回の調査地は、この池の西側から、張り出し部南辺の西端に南面して開く小子部門にかけての地域にあたる。

調査の結果、東院南端中央部の様相と変遷が明らかになった。東院南東隅の池を中心とする庭園の区画は、今回の調査地の東方で完結しており、直接関係はない。また、東院の中心施設は、宇奈多理神社からその北の丘陵上に存在する可能性が高い。今回検出した遺構は、南面大垣とその関連の雨落溝と暗渠、南面大垣に開く門一棟、道路一条、掘立柱建物一七棟、礎石建物八棟、掘立柱単廊二条、掘立柱塀一四条、井戸一基、及び多数の溝・土坑・石敷、及び古墳時代の埴輪窯五基である。

遺構は大きく七時期に分けられる。平城遷都当初から恭仁遷都前までのA・B期は、北を単廊ないし塀、南を宮南面の掘立柱塀SA五〇一〇で画された東西に長い区画を形成している。SA五〇一〇には、A期には掘立柱の棟門SB一六〇〇Aが開く。B期にはSA五〇一〇を築地塀SASA五〇五五に造り替えるとともに、門を掘立柱の二間×一間の門SB一六〇〇Bに建て替える。区画内には、七間×四間の大規模な

南北棟掘立柱建物(東西両面廂付き)SB一六〇五〇が建てられ、ついでB期には同規模の礎石建物(四面廂付き)SB一六一〇〇に建て替えられる。これらは八省クラスの正殿に匹敵する建物で、かなり大規模な官衙の存在が推定される。なお、これまで造営が神亀年間まで下ると考えられてきていた小子部門は、遷都当初に建てられたことが明らかになった(『奈良国立文化財研究所年報一九九四』参照)。

七四五年の平城遷都後は、建物配置が一変し、性格の変化を窺わせる。C期が遷都直後(天平末年―天平宝字年間)、D期が東院玉殿の時期(天平神護年間―神護景雲年間)、E・F期が楊梅宮の時期(宝亀年間以降)、G期が奈良時代末から平安時代初頭にあたる。南面の門は、E期に五間×二間の礎石建ちの門SB一六〇〇Cに建て替えられる。

木簡は、D期に掘削され、F期まで存続する井戸SE一六〇三〇井戸枠内から削屑一点、及びその井戸枠に墨書のあるもの一八点と、この井戸の排水溝に相当する南北溝SD一六〇四〇から五九点(うち削屑四七点)の、計七八点出土した。

SE一六〇三〇は、調査区の北東隅、宇奈多理神社社殿の南にある井戸で、一辺約5mの方形の掘形の中に、幅約20cm、厚さ約10cmの檜の板材を縦に二〇枚並べて円形の井戸枠を造る(南から右回りに便宜一―二〇までの番号を付す。左右は外側からみての左右である)。井戸枠は中程と下部の二カ所をほぞで連結し、下端を藤蔓で巻いて固定している。このうち一八枚の材にその下端を示す「本」の墨書があり、うち三枚にはさらに落書がみられる。井戸の周囲には石敷があり、さらにそのまわりに方形に石組溝をめぐらせる。これらの石敷と石組溝は後に整地土で埋められるが、井戸自体は河原石を二段に積んで井戸枠とし、さら

に使用が継続する。なお、木簡の他に井戸内から「□志保」と書かれた漆紙文書が出土している。

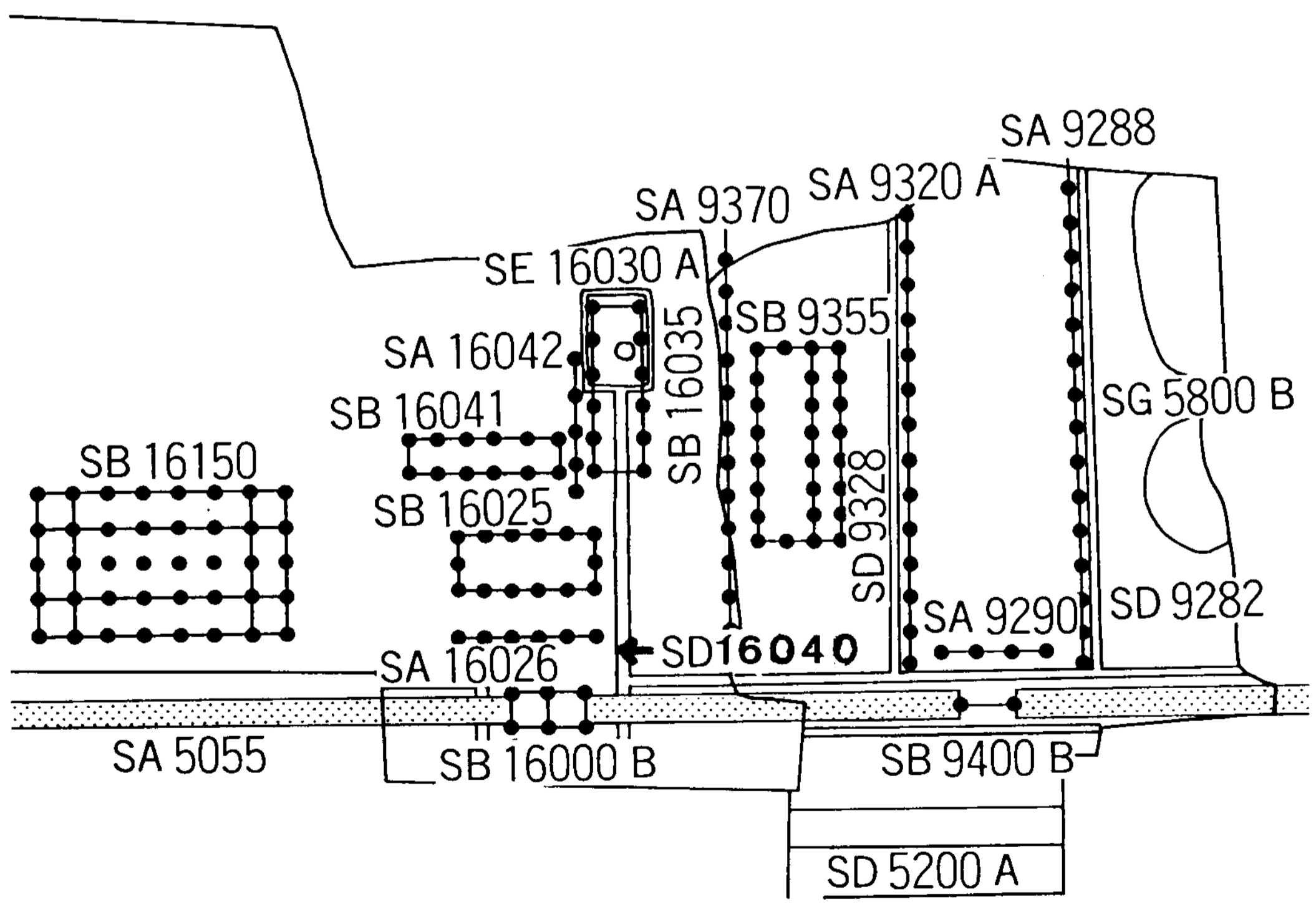
SD一六〇四〇は、SE一六〇三〇の南側の排水溝から南流する石組の南北溝で、幅五〇cmほどの大きな平石を底石とし、両側に石を立てて側石としている。溝の周囲も全面に河原石を敷いていたとみられる。この溝は南面大垣を木樋で抜けてさらに南に流れるが、門SB一六〇〇〇から北へ延びる宮内道路の東側溝の役割も果たしていた。E期に門SB一六〇〇〇Cの造営に伴って整地土で埋められる。七五九年（天平宝字三）に「忌寸」の表記に統一される以前の「伊美吉」の表記をとるものや郷里制以前の荷札など、D期よりやや遡る木簡も含まれている。

第二四五―二次調査（6ALF区）（一九九四年一月～三月）

調査地は宇奈多理神社の東側、東院庭園の北側にあたり、第九九次調査区と第一一〇次調査区に挟まれた旧道路敷地上である。

検出した遺構は、建物二棟、溝二条、溜まり状遺構、土坑、東面大垣とその東西の雨落溝、木樋暗渠、大垣犬走上の柱穴群などである。遺構はA～Gの七時期に分けられる。A～D期が下層整地、E期が中層整地、F・G期が上層整地にあたる。東院庭園の池はB期に造られ、E期に上層の池に改修されている。

木簡は東面大垣の西雨落溝SD九〇四〇の側石抜取穴SK一六三〇八から一点、SD九〇四〇に先行する南北溝SD一六三〇〇から一点（うち削屑八点）の、計二点出土した。なお、SK一六三〇八はSD一六三〇〇の埋土内に掘られているので、本来SD一六三〇〇に関連する遺物である可能性がある。



第243・245―1次調査D期の遺構（右半は第120次調査）

第二四二―七次調査(6BYS区)

(一九九三年七月)

二条大路木簡に関する調査

調査地は薬師寺旧境内で、西僧坊の北方約一三〇mの地点である。平城京の条坊では、右京六条二坊一五坪にあたる。検出した遺構は、東西溝一条、土坑三基である。木簡は東西溝SD五〇一から二点出土した。

SD五〇一は、幅一・七×二・一m、深さ約四五cmの素掘りの溝で、堆積は四層に分かれる。このうち、下から二番めの暗灰黒色粘土層は厚さ一〇cm内外で、多量の遺物と木屑を含む。木簡は、この層から下駄・蓋板などの木製品とともに出土した。中世後期から近世の遺物であろう。

第二四二―一三次調査(6ALB・6AFC区)(一九九三年一二月)

調査地は、法華寺北方の東二坊坊間路想定位置にあたる。掘立柱建物一棟、溝四条、土坑一基などを検出した。

木簡は東二坊坊間路東側溝想定位置を南北に流れる溝SD一五七九三の下層から一点、多量の木屑とともに出土した。この溝は幅約七m、深さ約一・八mを測る大規模なもので、堆積は三層に分かれる。西側約二mと東側約一mがテラス状になっており、さらに中央部も二段に掘削されている。中層に中世の遺物を含むので、平城京廃絶後も溝として長く機能していたと考えられる。一九八九年二月の第一九一―一二次調査北区で検出した溝の北延長部分と考えられる。

なお、東二坊坊間路西側溝は検出できず、道路上の建物の存在ともあいまって、法華寺以北の平城宮東辺のあり方について問題が深まった。

以上、一九九三年度の調査の詳細については、奈良国立文化財研究所『一九九三年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』を参照されたい。

第一九八次調査B区(6AFF区) (一九八九年四月～五月)
第二〇四次調査 (6AFF区) (一九八九年八月～九月)

一九八六年から一九八九年にかけて行われたデパート建設に先立つ調査では、大量の木簡が出土したが、平城京左京三条二坊八坪と二条二坊五坪の間を通る二条大路の南北両端に掘られた溝状の土坑から出土した木簡を、「二条大路木簡」と総称している。出土点数は、二条大路南側のSD五一〇〇から約三八〇〇点(うち削屑約三一〇〇点)、北側のSD五三〇〇とSD五三一〇から約三六一四三点(うち、削屑三〇三七六点。数字は一九九四年一月現在。整理・解読の進展に伴って今後若干の変動もあり得る。内訳は七頁の表参照)、総計約七四〇〇〇点にのぼる。

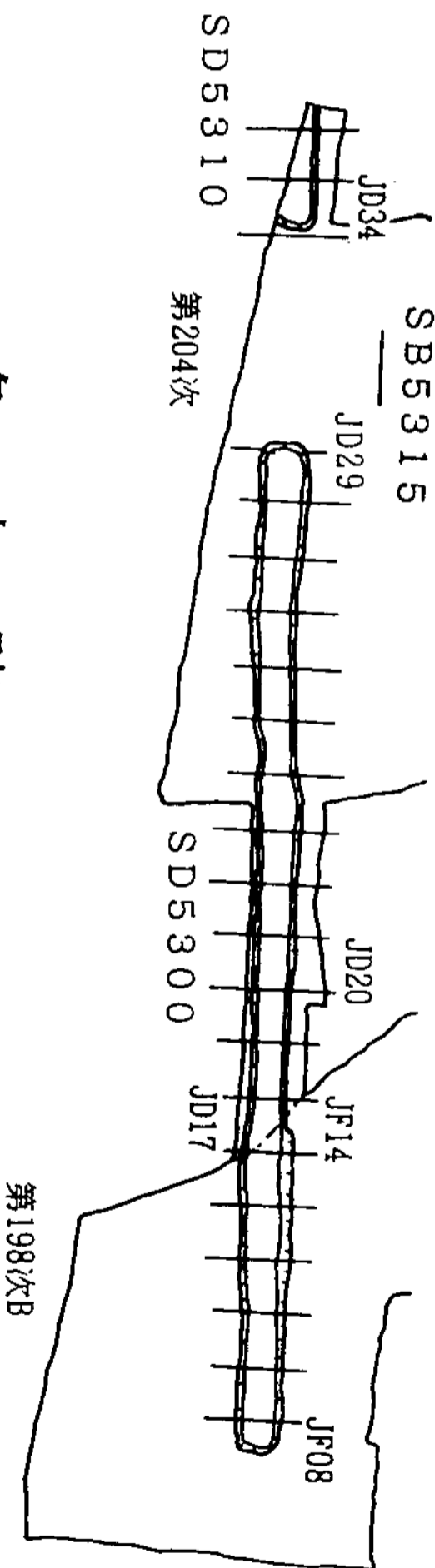
本号では、『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十四)に引き続き、SD五三〇〇・SD五三一〇出土の木簡を収録する。

SD五三〇〇は、幅二・二×三m、深さ一・一・三m、全長約五六mの溝状の土坑で、二条大路の北端を二条二坊五坪南面東端から、同坪南面中央の門SB五三一五の直前まで延びる。堆積は、上から「黄褐粘土混暗灰粘土層」「炭・砂混暗灰粘土層」「木屑層」「黄褐砂質土混青灰シルト層」の四層に分かれる。最上層のみは埋立の土で、木簡は木屑層を中心に全て下の三つの層から出土した。これらは基本的には一括した遺物である。なお、SD五三〇〇は、第一九八次調査B区と第二〇四次調査の二回に分けて調査したが、両調査で地区割りが異なる。第一九八次調査B区のJF一四区は、第二〇四次調査のJD一七区に相当する。

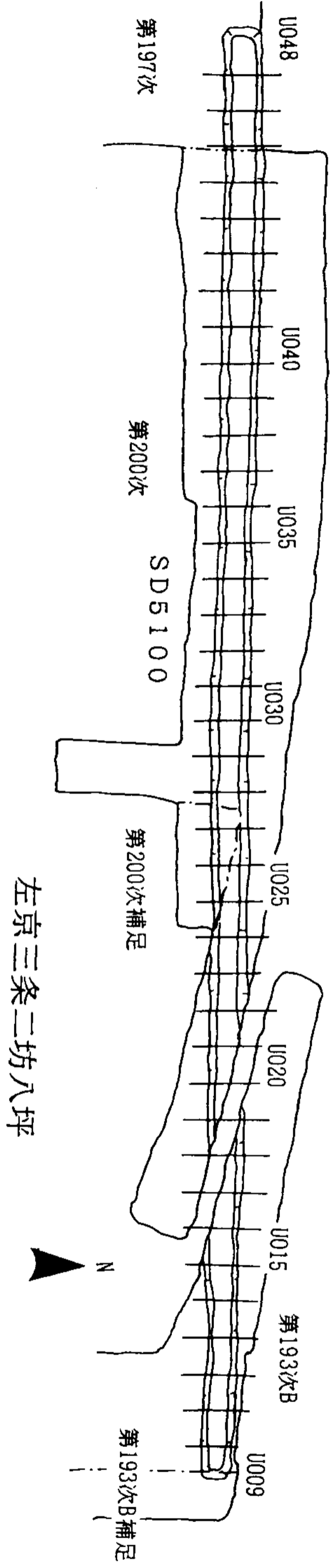
SD5300・5310の平面図と小地区割

(SD5100との対照図)

左京二条二坊五坪



二条大路



左京三条二坊八坪

SD5300・SD5310出土木簡点数表

| 地区 | 第198次調査B区 | | 第204次調査 | | 計 |
|-----------|-----------|-------|---------|------|-------|
| | 木簡 | 削屑 | 木簡 | 削屑 | |
| JF08 | 253 | 1823 | | | 2076 |
| JF09 | 358 | 3360 | | | 3718 |
| JF10 | 330 | 3785 | | | 4115 |
| JF11 | 355 | 6443 | | | 6798 |
| JF12 | 533 | 2692 | | | 3225 |
| JF13 | 246 | 1892 | | | 2138 |
| JF14=JD17 | 29 | 178 | 314 | 1827 | 2348 |
| JD18 | | | 142 | 368 | 510 |
| JD19 | | | 78 | 194 | 272 |
| JD20 | | | 30 | 346 | 376 |
| JD21 | | | 35 | 172 | 207 |
| JD22 | | | 91 | 401 | 492 |
| JD23 | | | 55 | 173 | 228 |
| JD24 | | | 191 | 712 | 903 |
| JD25 | | | 122 | 503 | 625 |
| JD26 | | | 105 | 638 | 743 |
| JD27 | | | 194 | 1053 | 1247 |
| JD28 | | | 417 | 794 | 1211 |
| JD29 | | | 1476 | 1733 | 3209 |
| JD34 | | | 276 | 361 | 637 |
| JD35 | | | 18 | 75 | 93 |
| JFZ | 50 | 688 | | | 738 |
| JDZ | | | 69 | 165 | 234 |
| 計 | 2154 | 20861 | 3613 | 9515 | 36143 |

〔遺構別内訳 SD5300：35179点、SD5310：730点、不明：234点〕
〔次数別内訳 198次調査B区：23015点、204次調査：13128点〕

一方、SD五三二一〇は、門SB五三二一五の前でSD五三〇〇が途切れ、これと門を挟んで対称の位置から始まる遺構である。近鉄奈良線の線路敷の下に続いていくため、六m分を調査しただけで、溝幅は不明、深さ約一・一mである。堆積は上から「暗灰土層」「暗灰粘土層」「木屑層」「黒灰粘土層」の四層に分かれる。木簡は木屑層から出土した。内容はSD五三〇〇と共通している。

木簡の年紀は、天平七、八年（七三五、七三六）が中心で（SD五三一〇は天平八年のみ）、同じ二条大路木簡が出土した遺構でありながら、二条大路南側のSD五二〇〇とは異なり（天平十一年のものまで含む）、全て天平八年までに収まる。

二、凡例

(一) 木簡は内容分類によって、文書、付札、その他の順に排列するのを原則とした。

(二) 釈文の漢字は概ね現行常用字体に改めたが、「實」「證」「龍」「廣」「盡」「應」「藝」「寶」「臺」などについては正字体を使用した。

(三) 釈文に加えた符号はつぎの通りである。

○ 木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。
● 木簡の上端もしくは下端に孔が穿たれていることを示す。

□□□ 欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□□□ 欠損文字のうち字数が推定できるもの。

□□□ 欠損文字のうち字数が数えられないもの。

□□□ 記載内容からみて上または下に一字以上の文字を推定したものの。

■ ■ ■ 抹消により判読困難なもの。

々々々 抹消した文字の字画のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。

「」 異筆、追筆。

「」 合点。

〔 校訂に関する注のうち、本文に置き換わるべき文字を含むもの。〕

() 右以外の校訂注および説明注。

〔×〕 文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所の

左傍に・を付し原字を上のを領で右傍に示した。

カ 編者が加えた注で疑問の残るもの。

マ、 文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

(四) 積文下の上段のアラビア数字は、木簡の長さ・幅・厚さを示す
(単位はミリメートル)・欠損・二次的整形の場合、現存部分の
法量を括弧つきで示した。なお長さ・幅は木簡の文字の方向によ
る。

(五) 積文下の中段に現在の遺存の形態を示す型式番号を記した。型
式番号は次の通りで、四桁の数字を用いているが、本概報では時
代を示す千の位を省き、下三桁の数字で表わした。なお端とは、
木簡を木目方向においた時の上下両端をいう。

6011型式 長方形の材のもの。

6015型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの。

6019型式 一端が方頭で、他端は折損・腐蝕などによって原形の失わ

れたもの。原形は6011・6032・6051型式のいずれかと推定さ
れる。

6021型式 小型矩形のもの。

6022型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

6031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・

圭頭など種々の作り方がある。

6032型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

6033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせ
たもの。

6039型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・

腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6031・6032・
6033型式のいずれかと推定される。

6051型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

6059型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕な
どによって原形の失われたもの。原形は6033・6051型式の
いずれかと推定される。

6061型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

6065型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

6081型式 折損・割截・腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

6091型式 削屑。

括弧内の番号は、二次的整形の場合に推定できる原形の型式を表わす。

(六) 積文下の下段に出土地点を示す小地区名(アルファベット・数
字)を記した。Zは地区不明を示す。複数の地区から出土した破片
が接続したものは地区名を併記した。

(七) 積文の出土地点の下に付した[*]印は、口絵図版に写真を掲げ
た木簡を示す。例えば、[*3]は「図版三」に対応する。

木簡の釈読にあたっては、「長屋王家木簡検討会」(堀池春峰、岩本
次郎、鬼頭清明、東野治之、綾村宏、館野和己、橋本義則、寺崎保広、
森公章、渡辺晃宏)の成果を取り入れ、また、鷲森浩幸・鈴木景二氏の
助力を得た。また、編集に際し、岩田敦子・大山綾子・佐藤直子氏の助
力を得た。なお、図版の写真は佃幹雄の撮影による。

三、釈文

第二四一次調査

南北溝SD三〇三五

造酒司召 令史 正召 使三宅公子 250・24・3 011 PJ14

〔恐カ〕
□々謹申大棕

八月十日□日□□□ (133)・22・1 019 PG14

〔他カ〕

・左大舎人□田人万呂 128・25・2 032 PJ14 *1
・刑部子君万呂□一貫 〔去カ〕

・伊勢国飯野郡黒田郷
・加知□ □ 156・24・3 033 PJ14 *2

大辟里赤米五斗 (170)・17・6 039 PJ14

・丹波国氷上郡忍伎郷朝鹿里 〔□〕(〔三〕ノ上ニ重ネ書キ)
〔麻〕□部小虫三□ 神人黒万呂三斗

・〔七四□□□〕 〔□〕 (275)・30・5 039 PK14 *2
(別筆部分ハイツレモ針書キ)

〔郷カ〕
石前□□ □斗 261・31・5 031 PJ14

丹後国丹波郡大野郷須米石部足五斗 〔酒カ〕 343・(20)・7 031 PJ14

〔智夫カ〕〔郷カ〕
□□□字良□ 146・(26)・7 031 PJ14
隱伎国 □ 壬生

・紀伊国安諦郡県里辛金打赤兄戸□□ 〔酒カ〕 (170)・16・6 039 PH14
・ 靈龜二年十月

无漏郡進上三□□二百張 146・20・4 031 PG14

□籠 十五斤 和銅四年四月 (120)・22・6 039 PG14

穴臣小□調鮒三十九 149・21・5 032 PH14

南北溝SD三〇五〇

・讚岐国奈賀□ (94)・14・4 039 P113
・□丈部□□

・海部郷京上赤春米五斗 (188)・29・5 039 P113 *2
・矢田部首万呂 稻春

□少吉百卅四斤 (170)・26・6 019 P113

酒人廣□ 091 P113

井戸SE一五八〇〇

井戸SE一六〇三〇

・美作国英多郡
 ・白米五斗
 (112)・17・3 039 KK38

本
 (井戸粹一左側面)
 (1717)・222・134 061

・本
 (井戸粹三外面)
 (同 右側面)
 (1780)・225・135 061

第三四三・三四五 一次調査

南北溝SD一六〇四〇

・本
 (井戸粹四外面)
 (同 右側面)
 (1730)・225・135 061

□木万呂
 大伴門友造
 十上□村粟田
 170・22・5 011 AG52 *1

□「本カ」
 (井戸粹五外面)
 (1710)・228・137 061

・ 日下部祢麻呂

□刑部□
 (井戸粹六外面)
 (同 右側面)
 (1740)・220・135 061

・ 朝臣廣人
 □
 (96)・(27)・4 081 AG52

・ 本
 (井戸粹七右側面)

播麻介□
 (115)・10・3 081 AG52

・ 本
 (同 左側面)
 (1668)・225・135 061 *1

・ 三保里戸主矢田部□□同部□君

□□「本」
 (井戸粹八外面)
 (1700)・227・135 061

・ 堅魚八連
 (148)・17・4 033 AG52 *1

・ 本
 (井戸粹九外面)

□□司令史大初位上井上伊美吉麻呂
 091 AG52

・ 本
 (同 右側面)
 (1765)・225・140 061

位下川辺朝臣□
 091 AG52

本
 (井戸粹一〇左側面)
 (1750)・225・140 061

| | | | |
|----|------------|----------------|--------|
| 本 | (井戸梓一右側面) | (1620)・220・140 | 061 |
| ・本 | (井戸梓一二外面) | | |
| ・「 | | | |
| 匳 | | | |
| □ | | | |
| 」 | | | |
| 本 | (同 左側面) | (1700)・230・139 | 061 *1 |
| 本 | (井戸梓一三左側面) | (1750)・225・137 | 061 |
| 本 | (井戸梓一四右側面) | (1675)・216・134 | 061 *1 |
| ・本 | (井戸梓一五右側面) | | |
| ・本 | (同 左側面) | (1760)・220・135 | 061 |
| 本 | (井戸梓一六左側面) | (1690)・230・133 | 061 |
| 本 | (井戸梓一七右側面) | (1721)・222・135 | 061 |
| 本 | (井戸梓一九左側面) | (1710)・220・140 | 061 |
| ・本 | (井戸梓二〇外面) | | |
| ・本 | (同 左側面) | (1780)・225・135 | 061 |

第三四五(一)次調査

SK一六三〇八(東面大垣西雨落溝側石拔取穴)

・「他田国足 綾□□
 「忌カ」
 「□部忍人 「穴太□
 狩
 「□□万呂

「錦部鳥養 右□□」
 「坂上馬養「駿 丈新惠廻述」 (169)・(48)・4 081 CD18

南北溝SD一六三〇〇

・壬生直得足 朱雀門□□□□□□□□
 召「射臣カ」
 「武□□虫□□」

・秦川辺□□□□□□□□ □□□□□□□□
 片野連嶋村 子身陵比□ 白 □□□□□□□□
 「方カ」□□□□ (228)・(16)・5 061 CD18 *1

第三四二(一)七次調査

東西溝SD五〇一

□彦五郎 (94)・55・6 019 OL64

・進納錢一貫

・八年八月一日少直

・「小子部門カ」

・□□□□□□ □

・□□□□□□ □

93・18・3 032 JF12 *3

・北門 能□

・□□

(80)・(17)・3 081 JF12

・北門

・□□

(24)・20・3 019 JF08

北御門 合六口 能□

小治田

(99)・23・5 019 JF12

・三門 出雲 物部 丸部 三人

・北門 能歌 葛木 穴太 三人

(左側面ニ略三〇mm間隔デ墨点五アリ・又、表面左端及ビ裏面右端ノ略コレト対応スル位置ニモ墨点アリ。)

158・30・4 011 JF12 *3

・北門 食 能歌 小治田

・六人部 丸部 客 合五人

137・28・2 011 JF12

・三門 受 尾張 □部 合□

葛木 秦 食入給

・北門 能歌 丸部 客人 上番

小治田 「六人部 合五□

221・(27)・2 081 JF12

北門 受 能歌 葛木 又余食二口 加入給宜

157・21・3 011 JF12

・北門 安宿 依羅津 鴨田 合

・三人 食入□

(230)・21・3 051 JF12

・三門 「食 出雲カ」 「秦カ」 □□□□□□ □□□□□□

・四人 北門 □□□□ 佐伯 □□

187・(13)・2 081 JF12

・北門 能歌 □

・合三人

(97)・(16)・2 081 JF10

・三門 食三人

・北門 能歌

(127)・(16)・2 081 JD22

・北門 能歌 □□□□□□ □□□□□□

・□□□□□□ □□□□□□

(219)・(11)・2 081 JF11

・「葛木カ」 □□□□□□

・「人食カ」 □□□□□□

・三門 小治田 □

・北門 能歌 □

139・(21)・4 081 JD22

・三門 □ □
・北門 能歌 □ □ □ □
[佐伯カ]

(186)・(14)・5 081 JD28

・二門 川合 下 大伴 阿刀 間人
額田 三宅 額田部 白鳥

(197)・(27)・4 011 JF12

[三門カ]
□ □ 葛木 秦 合四人
□ □ □ □ □ □ □ □
[北門カ] [佐伯カ]

(210)・(16)・6 081 JF13

・二門常食給 額田 白鳥 額田部
川合 下 三宅

[三門カ]
□ □ 出雲
□ □ 能歌

(64)・21・3 081 JF12

・長谷部 阿刀 右九人
大伴

183・18・5 011 JF12 *3

・三門 出雲
・北門 □ □ □ □
[受カ]

(77)・(11)・2 081 JF12

・二門 川合 白鳥 三宅 [額カ]
額田 阿刀 大伴 □ □ □ □
[長谷カ]

(106)・(23)・3 081 JF12

・三門
・北門

(24)・21・3 019 JF11

・二門 □ □ □ □ □ □
[額カ]

・三門食 尾張
・葛木 □ 部 秦

(97)・(20)・3 081 JF12

□ □ 并九人 (142)・19・3 019 JF12

三門 小治田 □ □ □ □

(186)・(9)・5 081 JD22

・二門 雪 [画カ]
下毛野 書師

三門 小治田

(79)・(12)・5 081 JD29

鳥取 石作 下番 □ 田 [額カ]
佐伯 大伴 □ □

140・27・2 011 JD26

・二門 川合 間人 大伴

・粟 長 臺 六人

144・(14)・5 081 JF12

・二門 □□ 長 □□ 臺 間人

・□□ 合六人飯□□
「山代カ」 「受カ」

141・(9)・1 081 JF08

・二門 川合 間人 粟

・長 臺 并五人

132・(26)・3 081 JF11

・二門 □□ □□

・合□人 □□
「五カ」

(179)・(6)・3 081 JF13

・二門 下 阿刀 三宅

・ 并三人

130・23・4 011 JF12

・二門 川合 額田

・今依□食□

(95)・24・3 019 JF12

・二門 川合 □

・臺 □

(109)・(22)・2 081 JF10

・二門 川合 □□ □□
「間人カ」

・ □ (75)・(10)・3 081 JF11

「間カ」

・二門 川合 □□

・下 白□□

「髪部カ」

207・(12)・6 081 JF12

「二門カ」

・東□□ 十市部多米 山背□□ 大石□□

「嶋カ」

・生部 □□君足 □□首□□ 270・(21)・3 081 JD17

「東カ」

・□一門 山代足国 私大道

・ □ (110)・(9)・2 081 JF12

「東一カ」 山口 田辺 長

□□門 □ 右五人

194・(11)・2 081 JF12 *4

・東方一門 □

・ □ □ (89)・(16)・2 081 JD17

・南門 高屋

・南門 白髪部

・凡 合五人

(92)・35・3 011 JD17

・尾張

・南門 葛井 大蔵

・南門 笠 蝮部

・右□人 (75)・(10)・3 081 JF11
「四カ」

| | | | | | | | | | |
|--------------------|--------------|-----|---------|------|--------------|-------|--|-------------|----------|
| ・南門 間人 大倭□ | | | | | | | | | |
| ・大石 三宅 右□ | (91)・16・1 | 019 | JF13 | □□ | 白鳥 三宅 阿刀 | | | (141)・(9)・3 | 081 JF12 |
| 南門 □間□□ | | | | □□ | 額田 下□□□ | [画師カ] | | | |
| 大倭 周防 | (128)・(22)・2 | 081 | JF12 | □□ | 大伴 □□ | | | (283)・(8)・3 | 081 JF13 |
| [南門カ] [庭カ] | | | | □□ | 依網津 □□□ | | | | |
| □□私出□□大石 | | | | □□ | 合八升飯給 | | | (126)・(9)・4 | 081 JD17 |
| ・播磨 右四人 | 147・16・6 | 011 | JF12 | □□ | 桑原 秦□ | | | (106)・20・3 | 081 JF13 |
| 外南門 大原 礪部 二人 | (118)・17・(3) | 019 | JF12 | □□ | 申飯一加受 | | | (87)・(15)・1 | 081 JF12 |
| ・御井上門 □三嶋 掃守 縣 財 海 | (255)・28・1 | 019 | JF12 *4 | [門カ] | 吾川 高屋 | | | | |
| ・常食人別少々加給入宜 | | | | □□ | 北府 日奉 海国足 二人 | | | | |
| ・三井上 三嶋 | (74)・18・2 | 019 | JD17 | 食充□ | 北府 白石 新家 右二人 | | | 195・19・2 | 011 JF10 |
| ・右合五 | | | | [給カ] | | | | 145・11・3 | 011 JD26 |
| [於カ] | | | | | 翼所 笑原 大倭乙 刑部 | | | | |
| ・御井□ 三嶋 掃□ | (128)・(17)・3 | 081 | JD26 | | 薦集 大倭上 乙訓 | | | | |
| ・□ 秦 □四人 | | | | | 右□人□ | | | 171・19・4 | 011 JF12 |
| [右カ] | | | | | [六カ] | | | | |
| □上門 三嶋 掃守 □ | (153)・(11)・1 | 081 | JD17 | | | | | | |
| [井カ] [縣カ] | | | | | | | | | |
| □□於三嶋……□財 | (64+47)・21・3 | 081 | JF12 | | | | | | |
| ・右五人 ……□ | | | | | | | | | |

〔翼カ〕笑原 薦集 刑部

□所 大倭上万呂 草原 弟国

大□弟虫

〔倭カ〕

合七人充食（左側面）

195.46.21 011 JF12

・新家 大原 磯部 右三人

・□□前常食解

〔厨司カ〕

191.11.3 011 JFZ

・新家 三宅

・常食□

〔給カ〕

60.11.2 011 JF10 *4

□所

大倭乙 薦集

丸部真立 勝

□家 大原

・常食給

(68)・(12)・2 081 JF09

□人分食急充給□□

(171)・27.5 019 JF13

宿所 丸部万呂 秦鳥取 □

(163)・19.8 019 JF12

・葛木 上番 品治□人

・□原 合三人

(170)・(12)・3 081 JF11

鷹所

檜前 □

丈部 □

三宅 □

□ □

□ □ □ □ □

186. (14)・3 081 JD22

・尾張 葛木 新家

・□ □ 合五人 □人

(110)・(6)・3 081 JF12

鷹所

丈部 佐伯

合七人

151. (15)・5 081 JD22

・菌部 財 草原 郡 小治田

・合六人

(236)・17.6 019 JD22

鷹所

周防人足

(59)・(21)・5 081 JD24

・桑原 秦 大屋 三合 大

154.16.4 031 JD18

・新家 大原 石部 右人常食

・給請申 天平八七月廿六日

〔年脱〕

191.11.2 011 JF11

・宿直資人 □ □

○

・天平八年五月九日□□□□□○

〔忍坂乙万呂カ〕

203. (12)・4 081 JD29

・宿直資人 合二人

・直一人 三月廿七日忍海乙万呂 (192)・(10)・2 081 JD29

〔膳所宿直カ〕
□□□□
・直資人 一 (75)・(7)・2 081 JD29

・宿直合二人 日下部 〔初〕 〇

・直一人 〇 220・40・3 011 JD26

・膳所宿直 岡屋臣足
・右一人 九月七日 (268)・(20)・1.5 081 JD29

・□足 小公万呂 在女 〇

・〔初〕 〇 (110)・30・4 019 JD29

・〔丈部人根カ〕〔宿カ〕
□□□□東宅□
□□ (177)・(10)・5 081 JD29

・宿資人合二人

・直資人合五人 □ (120)・(11)・3 081 JD29

真国 丸子得万呂直 (139)・(14)・4 081 JD29

・宿直資人

・直資人 (91)・(43)・5 011 JD29

□ □ 右二人東蔵 (90)・(9)・2 081 JF09

・宿資□

・直資□ (33)・(6)・2 081 JD29

・資人四口三升二合 (145)・22・3 081 JD24

・宿直六人部諸人 □

150・32・6 011 JD29

・資人 六口□ (85)・(21)・3 081 JD29

・宿直 □ (87)・(16)・3 081 JD29

・二日間米七斗五升 □□ (123)・(23)・3 081 JD28

〔九カ〕 □ 間食二斗一合
□斗三升八合 (140)・(23)・3 081 JD24

・四日不食米六升
・物部刀自女八合 □□ (108)・(29)・2 081 JD28

・八日不食米一斗五升二合 □□
□□ 天平 (177)・(4)・4 081 JD29

・十六日不食米八升 □□ (97)・(7)・1 081 JD29

十六日不食米八升
〔食カ〕 (54)・46・3 019 JD29

・上虎□
内御倉八合 (73)・(19)・2 081 JD28

・〔升六合〕 土師石前八合 山代子虫八合
秦赤人八合 上虎万呂七合
豊国廣虫八合 丸部田主七合
〔判□□〕

・天平八年五月五日苺田孔足 (281)・46・4 081 JD28

・師石前八合 秦□
□内夷万呂八合 岡屋
天平八年五月廿□ (112)・(13)・4 019 JD29

・師石前八合 忍海押国八合 志貴老八合 上虎万呂七合
土師嶋村八合 忍坂乙万呂八合 丸部武蔵一升 阿刀□□
田辺僧万呂八合 阿刀真公八合 家令一升四合 〔飯カ〕

・天平八年五月十四日苺田孔足 〔真公〕 (301)・(14+15)・5 081 JD29

・升 〔福カ〕 尋津□万呂 大原□
〔天カ〕 □□八年□ (104)・(15)・2 081 JD28

・□ 丈部大足八合 各田根万呂八合 日下部廣道七□
〔天平八年カ〕 □□□□ (69)・(21)・2 081 JD29

・大原東方呂八合 丸部武蔵一升 阿刀飯主□
忍坂□万呂八合 日下部廣道七合 丈部人根□
〔乙カ〕

・□月十七日苺田孔足 〔真□〕 〔公カ〕 (190)・(13)・3 081 JD29

・日下部廣道八合 丈部子虫八合
文大宅八合 〔八合〕

・□月廿八日苺田孔足 〔真□〕 〔君カ〕 253・(16)・5 081 JD28

・真公八合 葛木□
□子八合 宗我□ 鷹取八合 阿□ (92)・47・2 081 JD28

□八合 丸部田主七合
□八合 阿刀飯主六合
□一升 山代子虫八合
□七合 豊国廣虫八合

(101)・38・3 019 JD29

八合 葛木乙万呂八合 丸部武蔵一升 佐味梶六合

〔取脱カ〕
(290)・(9)・3 081 JD29

・ 葛木乙万呂八合 日下部廣道七合

□海押国八合

□□

□□

〔合カ〕

(172)・(29)・3 081 JD28

河内夷万呂八合 文斐太

(148)・(6)・3 081 JD29

〔垂水カ〕

□□□

□

河内夷万呂八合 日下部廣道

(152)・(12)・3 081 JD29

〔垂水カ〕

□□□

□□

河内夷万呂八合 他田阿古女

(225)・(13)・4 081 JD29

・ □
丸部田主七合
□ 上虎万呂七合

(82)・(21)・3 081 JD28

・ 四合 大友春山八合

(141)・(13)・3 081 JD29

阿刀真君八合 宗宜部弓八合

(180)・(8)・4 081 JD28

土師史生八合

(51)・(8)・2 081 JD29

岡屋臣足八合 大蔵東□□八合

(159)・(5)・4 081 JD28

□合 山代子虫

□八合 上虎

・ 人根一升二合 物部牛養七合

□田孔足

(69)・40・4 081 JD29

・ 〔真□〕

(140)・(22)・2 081 JD28

家令一升四

□□

(178)・(7)・3 081 JD29

□□八合 □部□
□□八合 上虎万呂七合

・ 田辺僧麻呂

(79)・(12)・3 081 JD29

六斗 受六人諸人

(100)・(9)・4 081 JD29

合用米卅五石八斗六升四合 合当 (408)・(30)・3 019 JD26

・二石五斗八升 新用七升 遺九斗五升

・合三石四斗 □ 142・(18)・3 011 JD19

〔出力〕

飯三石三斗 □三石一斗 遺二斗 (83)・(10)・2 011 JD24

養葉分五升五合府 □ (104)・(9)・5 081 JD22

・「謹解解申交易」 □

・「鼓力」 □子二升 万

□三合 □一合 □ (226)・28・3 081 JD29

〔侶力〕

・田部諸公 荒田部君萬 □ 忍海忍国

・荒田部君萬侶 411・(18)・4 081 JD29

・田部諸君 狛淨成 志貴子老 佐伯益 ○

・大石毛野 葛野廣成 志貴子老 ○ 275・(14)・4 081 JD29

・ □ □

太乙満呂 屋方諸魚 秦忍羽 □

・ □ □ 佐多乙万呂 □ □ 268・(12)・3 081 JD29

〔紀濱力〕

・檜前 □足 □廣 □ 他田美濃麻呂
・丈部 □ □ 大伴大 □ □

〔庭力〕

・ □ □ 麻呂 □部友足

美佐 □ □ □ □ (231)・(17)・4 081 JD17

〔麻多力〕

・任那廣麻呂 錦部忍 □

・ 呂 野 呂 二 升 呂 充 珍

(142)・38・4 019 JD29

・三人 赤染秋足 ○

○ 忍坂乙万呂 ○

○ 部乙万呂 ○

□人 □ □ ○ (105)・(33)・5 081 JD28

・ 岡屋臣足

□ □ (139)・(7)・3 081 JF10

・ 狛安德

□ □ (95)・(15)・4 081 JD24

・ 狭井石楯

□ □ □ □ (160)・23・4 081 JD24

・槻筆太万呂
・忍坂乙万呂 (99)・(21)・2 011 JD28

・五百山 長谷部百足 右十二人
人
[廿六日カ]

(168)・(18)・1 081 JF11

・六月七日非太万呂
・足 六月八日非太万呂
万呂 (159)・(38)・5 081 JD29

廿七日内入
首名 大万呂

(150)・(12)・2 081 JF11

・万呂
・足

・不坂上馬甘

(76)・(11)・2 081 JF08

・
・六月四日斐太万呂 (107)・40・3 011 JD29

・日木苑宿
[菜カ]

(142)・14・5 081 JD25

上丁多米安麻呂 (109)・(14)・4 081 JD29

川会東人 高橋子君
石辺大足

428・(16)・5 081 JD18

・物部荒嶋
[部カ]
・佐美 (41)・(10)・2 081 JF08

・物部 荒木 外人
・合一百廿五人

(139)・(20)・4 019 JFZ

・雀部男虎

・若麻三方 (55)・(8)・2 081 JF08

太部浄万呂
[音カ]

(45)・(23)・5 081 JF09

・下野麻カ
・
・私部大万呂 部真々万
長谷部益足 丈部田万呂
若麻續三方 土師荒嶋
清酒深淵如浮飴船
 204・(50)・2 081 JF09

・土師荒嶋 丈部内万呂
坂合部東人 右三人後夜
・右二人随荒嶋

(94)・28・3 011 JF08

・「土師荒嶋 神人荒当 丈部鳥万呂

□ □ 荒 (215)・(12)・3 081 JF12

益人益人□中宮益人 [宮カ] 92.7.5 011 JD17

民大津八上 144.26.4 032 JF10

□万呂養充生部石嶋 穴太□ (131)・(14)・6 081 JF10

・諸身烈

・文委部犬万□ 三宅部得□ (81)・(34)・3 081 JF11

・上毛野宅持 □□入

・宅持□三□前 [啓カ] 142.33.5 011 JF10

因幡僧□□ [雀部□人] [万呂カ] [足カ] (148)・(18)・5 019 JD29

六人部黒麻呂 111.18.4 051 JF13

・八月上番 「阿量□万呂

「秦祖父万呂

・「大石人成□

「高麗乙万呂 出 (193)・(38)・8 081 JD17

□欠□ □村主

□職 [命カ]

□足□ □

(19)・(103)・2 081 JD29

左大舎人寮合老□□

黄從從

黄□□宿

宿 舍寮□□

宿侍暨

204.42.5 011 JF09

左衛土府取苗子一 [士]

廿三日□□□□

(123)・(17)・4 081 JF13

□取苗子一千□

□□

(85)・27.5 081 JD17

・右兵衛府

□□□□□□

(103)・(4)・3 081 JF09

「右一人カ」

・下番□□兵衛二人

尾張大倉 府直上番二 桑原

・直丁一人仕女二人

□□間食二升□□「当月カ」 □□一日

(132+187)・30.3 011 JD22

| | | | | | | | | |
|-------------|--------------|-----|------|--|--------------|----------------|------|------|
| 人常兵衛 十月 | (88)・(9)・2 | 081 | JF12 | 倭胡粉二両 直州文直未 □□□□ □□□□ □□□□ □□□□ | | | | |
| 兵衛无位長□ | (100)・(15)・5 | 081 | JF10 | 書吏倉人 | (160)・(22)・4 | 081 | JD23 | |
| 兵衛 | (137)・20・5 | 033 | JF11 | □□□□ □□□□ □□□□ □□□□ □□□□ | [兵部史生カ] | | | |
| 中衛少初位 | (110)・(11)・5 | 081 | JD27 | □□□□ | | (138)・(15)・1.5 | 081 | JD28 |
| 中衛他戸□ | (58)・12・2 | 039 | JF08 | 天文博士正六位上国看 曆博士椋椅部□ 駒万呂 | | (177)・(43)・8 | 081 | JF13 |
| □人中衛 | 176・(9)・2 | 081 | JD24 | 典膳従□位上 □□ 右人 | | (117)・(20)・5 | 081 | JF13 |
| 番長宿所分一斗八升六□ | (91)・(9)・4 | 081 | JD22 | 美濃守□□□ □常 | | (60)・(11)・2 | 081 | JD29 |
| 番長大初位下粟□ | (169)・(5)・4 | 081 | JD24 | 常陸守坂本□□ □□□大蔵□□ □□□大蔵□□ □□□大蔵□□ | [介カ] | (68)・(6)・2 | 081 | JD29 |
| 将曹従八□ | (55)・(5)・3 | 081 | JD24 | 主殿奴 □□ | | (204)・(13)・3 | 081 | JE28 |
| 府雑用下三升 | (170)・(12)・5 | 081 | JF11 | 五位上中臣朝臣廣見 (重ネ書キアリ) | | (92)・(9)・2 | 081 | JF09 |
| 供養□ [所カ] | (49)・(19)・3 | 081 | JFZ | □□□□ □□□□ □□□□ □□□□ | | | | |
| 政所 | (89)・(15)・3 | 081 | JD29 | | | | | |
| [参向カ] | | | | | | | | |

[足カ]

□六位上安曇宿祢□

□ (59)・(20)・4 081 JD27

[登美連カ]

□□從七位下大目勲十二等□□□□□□

□ (153)・(7)・4 081 JD27

□一古 知佐羊生 天平八年正月廿七日
鱈七列

372・42・5 011 JD26

□七位上行 (59)・(16)・2 065 JF08

[加カ]
垂塩取□

天平八年三月廿六日 102・20・2 032 JF13

・大初 (39)・36・10 015 JD17

[守カ][土師カ]
天平八年六月十六日從八位下□大属□□□□

□□□□ (105)・(4)・2 081 JF09

□事 少初位上□□宿祢□□ (208)・(12)・3 081 JD24

□下刑部連「大□」

・「御□□□□」 (99)・(21)・5 081 JD23

□□□□ 天平八年六月廿一日荒田部公万呂
[秦忍羽カ]

天平二年成選上□ (72)・(4)・6 081(015) JF12

□□

・天平四年 (荷札木簡カ) 157・27・4 033 JD18

・天平八年六月廿四日荒田部 (146)・(9)・2 081 JD29

□天平六年 (65)・(7)・4 081 JF10

□□□□ [宿カ]
天平八年六月廿八日□□ (107)・(11)・3 081 JF09

・□宮高若麻呂

・□平八年六月廿九□□
〔天カ〕 〔日カ〕

(104)・(30)・5 081 JD28, JD29

〔麻呂カ〕
□□□□
□ 天平八年

(94)・(13)・3 081 JD29

・□ 有 □

・天平八年六月□

(75)・(7)・3 081 JD28

□□
□道見天不

・天平八年

(117)・30・1 065 JF14

・□□ □□ □□ 天平八年八月□

・□□ □□ □□

(172)・(8)・5 081 JD27

・六人部諸人 五月十九日諸人

□□ □□ 五月十九日文基

(225)・(15)・3 081 JD29

□平八年九月十三日辰時從七位下行□□□□□□□□□□

〔大目 部宿祢カ〕
(177)・(5)・(5) 081 JF13 *4

□年九月廿二日正八位上丈部

・□□

(87)・23・2 019 JF11

・天平八年九月十四日自□□

・□

(95)・(7)・3 081 JF12

〔月カ〕
□十五日大属正八位下□□□□□□□□

(122)・(9)・3 081 JFZ

・□ 天平八年九月廿九日

□□ □□

・□麻呂

(111)・(7)・3 081 JD17

□月廿二日大友真君□

(127)・12・3 081 JD28

天平八年十月廿二日廣津福万呂

(136)・13・5 081 JD28

狩犬

(34)・14・3 032 JF10 *8

・天平八年十月

・真君犬

・□

(111)・(12)・3 081 JD29

・鳥狩

66・16・2 032 JF11 *8

犬一四合

(41)・(20)・4 081 JD28

・十月四日鳴五十四

御馬□

(44)・30・2 019 JD27

・十一月 廿六日四

衛門府

248・18・5 032 JF12

〔鳴力〕

・三□

・右衛士府 九月廿五日不 廿六日不 廿七日不 廿八日不
・廿九日不 卅日不

181・22・3 032 JF12

・十月廿五日

89・13・3 032 JF12

八月廿一 九月廿八日 十月十

(142)・21・6 019 JF09

・三鳴

・十月廿五日

87・16・3 032 JF12 *8

葛木□万呂 上日百

(99)・(6)・2 081 JD28

・三鳴

・十月廿五日

84・15・3 032 JF12 *8

五十五人 日百 日百

(262)・46・2 065 JF12

・三鳴

・十月廿五日

(53)・13・2 039 JF12

□ 庸布一段 赤裙三□

(124)・(6)・7 081 JD28

□ 易布

・八鳴

・十月廿五日

67・17・4 032 JF12 *8

・丸部廣万呂

(53)・16・5 019 JF13

・九鳴

・十月廿五日

(21+14)・16・2 039 JF12

□ 純四匹 布十端 純三匹 布五端

□ 法万呂 211・(11)・2 081 JF12

・十一

・鳴一

84・17・4 032 JF12

「茵力」
佐伯法師茵 138.17.3 033 JF12

十月茵一枚 □ 0 錢八十文 44.16.4 011 JF09 *4

十一月廿一日茵二枚 (80)・(10)・4 081 JD28 *4
鯛万呂五文 198. (16)・5 011 JD28 *4

「黒力」
□葛□□ □幕二条 (178)・(11)・6 081 JD29
□八十七文 七百七十一文去二月残

□□□并十二 六丈荒繩 廣六丈 (80)・(11)・2 081 JD28
□把直二文右常料 (96)・38.4 081 JD17

「所所所所所」 (80)・(11)・2 081 JD28
一屯 右物 十五日下午村主大魚 (97)・29.5 019 JD29

「掠力」
垂水□主□ (100)・(10)・5 051 JFZ
大佐良冊合 酒坏十合 □□

天平八年八月十六日 二貫 (139)・(20)・2 081 JF11
四年二月十八日受垂水掠主 二百十

客足国 五十文 正月十日受草原人行
「呂」三月廿八日大志曹司送 (296)・(13)・5 081 JD29

□ (136)・(20)・2 081 JF11
高坏□□ 「四坏力」 酒坏十合 □□

「水力」 苜田孔足 (280)・(28)・4 019 JD27

由加一口 筑紫十八張 「瓠」一口 (296)・(13)・5 081 JD29

八月廿三日給出錢五百文 (201)・(9)・3 081 JD17

□ 洗佐良六受
 □ 酒 □ □ □ □
 □ 都保力

(85)・(24)・4 081 JD28

上
 伊雜郷近代鮓 132・20・3 051 JD25 *5

多 多
 薩 薩
 □ 伎 伎
 □ 力 力

(28)・(87)・8 081 JD29

伊雜鯛荒腊 (80)・18・4 019 JD28
 志摩国英虞 □ [郡]
 (78)・30・4 039 JD26

二色郷多比楚割 (138)・20・3 051 JD23 *5

[部力][栗林力]
 □ 岡本 □ □ □ □

(102)・(4)・4 081 JF10

[智力]
 尾張国 □ □ □ □
 調塩 (57)・23・4 039 JF11

[部力][栗林力]
 □ 岡本 □ □ □ □
 □ □ □ □

(64)・(4)・4 081 JF10

参河国播豆郡析嶋海部供奉八月料 □ (162)・22・4 039 JF12

河内国司 進上 □ □ □ □ 栗子巻荷 [甘力]
 (154+81)・(14)・4 019 JF12

参河国播豆郡析嶋郷海部供 □ (132)・(11)・5 039 JF12

伊勢国飯高郡下牧郷戸主内飯得

(283)・21・5 033 JD24

[佐力]
 □ 部供奉八月料御贄 □ 米楚割六斤 (166)・(14)・4 039 JD24

志摩国答志郡和具郷 戸主大 □ □ □ □ 美御調海藻六斤 [伴力]
 (246)・(22)・4 033 JD18

参河国渥美郡大壁郷 [里力]
 □ □ □ □ 子 □ □ □ 三斗
 □ □ □ □ □ □ □ □ 日
 [天平八年力]

181・(23)・4 031 JD17

□ 摩国答志郡千栗 □ (69)・30・3 081 JF08

[渥力] 大壁郷
 参河国 □ 美郡

和具郷伊祇須 (66)・18・2 019 JD27

(129)・(18)・5 039 JF12

鷲取郷物部□万呂五斗

159.16.6 051 JD17

伊豆国那賀郡都比郷湯□

(124)・28.6 039 JF12

遠江国磐□

(83)・23.5 039 JF11

武蔵国荏原郡大贄蒜一古

254.12.5 032 JF12 *3

遠江国進上……年十月檢校史生日置造

(47+73)・30.5 081 JF10, JF09 *5

武蔵国鼓一斗

106.23.4 032 JF12

駿河国有度郡□□□

〔託美郷カ〕

(107)・(12)・7 039 JF12

安房国

(54)・(11)・4 081 JF12

□□

安房国安房郡松□

(71)・(23)・5 039 JF09

有度郡嘗□

堅魚十一斤□

(73)・23.6 019 JF12

近江国蒲□

丸部臣黒□戸子

〔満カ〕

(75)・22.4 039 JD24

□度里有度部智万呂調

七連五節

天平七年十月

(138)・20.5 019 JF12

近江国坂田郡上坂郷戸主比流足人

戸三斗比流友足戸庸三斗并六斗

156.19.4 051 JD28 *6

駿河国益頭郡煎一升

天平七年

97.11.2 033 JF14 *5

近江国坂田郡上坂郷

比流足人戸□

〔庸カ〕

(101)・19.4 019 JD28

駿河国駿河郡古家郷井辺里戸春日部高根調荒堅魚十一斤

十両 天平七年十月

294.21.6 011 JD22 *5

近江国坂田郡上坂郷戸主

比流酒人戸庸六斗

(149)・22.3 051 JD28

伊豆国田方郡久寝郷坂上里□…阿知麻呂調荒堅魚十一斤十兩

〔八連□〕

(113)・21.5 059 JD28

天平…年十月

(160+177)・29.4 081 JD19

- ・近江国坂田郡上坂郷
戸主酒人真人□戸庸六斗
214・32・3 051 JD29
- ・近江国坂田郡上坂郷
戸酒人公人諸土戸六斗
(マ、)
143・22・3 033 JD28
- ・近江国坂田郡上坂郷戸主
酒今万呂戸庸六斗
144・22・4 051 JD29 *6
- ・近江国坂田郡上坂田□
虫万呂六斗
(83)・(18)・3 039 JD29
- ・近江国坂田郡上坂郷
戸主史造忍勝戸六斗
(127)・20・5 051 JD28 *6
- ・近江国坂田郡上□□
〔坂カ〕
戸主史造忍勝
(94)・23・3 039 JD29
- ・近江国坂田郡上坂田郷
戸主蜷江安麻呂戸六斗□
(100)・19・4 019 JD29
- ・近江国坂田郡上坂田戸主藪田公虫麻呂
米六斗
216・27・5 033 JD29
- ・近江国尺太郡上坂郷
戸主蜷江安万呂戸□□
167・28・5 033 JD28
- ・近江国尺坂郡上坂郷
(マ、)
戸主蜷江安万呂戸□
〔庸カ〕
(172)・30・6 033 JD28
- ・近江国坂田上坂郷戸主梶主老戸
三斗戸主木椅万呂戸三斗并六斗
〔郡脱〕
148・20・3 011 JD29
- ・近江国坂田郡上坂郷戸主梶主老戸三斗
木椅万呂戸三斗并六斗
178・17・5 033 JD29 *6
- ・近江国坂田郡上坂□□
木椅万呂戸□□人□□□□
〔六斗カ〕
(140)・25・5 051 JD29
- ・近江国坂田郡上坂郷
〔天カ〕
安麻呂戸庸□
(79)・19・5 019 JD29
- ・近江国坂田郡上□
人須我流戸庸
(65)・20・4 039 JD29
- ・近江国坂田郡□□
〔上カ〕
庸六斗
(105)・16・3 019 JD29

- ・近江国坂田郡上坂…□比流□
〔戸カ〕
- 戸阿刀老戸…□斗
(101+48)・23・2 051 JD28, JD29
- ・坂田郡上坂郷坂田真人□麻呂
〔悪カ〕
- ・戸六斗
152・17・5 033 JD29
- ・坂田郡上坂郷戸主王祖王名恵
〔玉カ〕
- 斗□
〔斗カ〕
- 戸主□□直身成戸三斗并六斗
(133)・21・3 051 JD29
- ・坂田郡上坂田郷戸主丸部豊嶋
- ・戸米六斗上
(120)・20・4 033 JD29
- 坂田郡上坂田郷米六斗□
(134)・(13)・3 051 JD28
- 坂田郡上坂
- 戸庸□□
(66)・(19)・3 081 JD28
- 〔上カ〕
- 坂田郡□
- ・米六斗
(41)・20・5 039 JD29
- 上坂郷名
- ・嶋戸米六斗
(102)・20・2 059 JD28
- 〔上坂カ〕
- 郷戸主
- 三斗并六斗
(89)・(16)・2 059 JD29
- 〔坂カ〕
- 上□□□麻呂戸庸
- ・六斗
120・21・2 033 JD29
- 〔主カ〕
- 上坂郷戸□□□
- ・下老戸庸米六斗
(153)・28・2 059 JD29
- 美濃□□
-
- (79)・(14)・2 081 JF08
- 美濃国多藝郡垂穂郷の臣
(154)・18・4 019 JD28, JD17
- 〔美〕
- 濃国方県郡煮腊年魚
(97)・14・2 081 JD17
- 〔明カ〕
- 大野郡□見米六□
(101)・(12)・5 081 JF11
- ・若狭国遠敷郡青郷御贄鯨鮓一塌
- ・田結五戸
150・25・4 032 JD17
- ・遠敷郷億多里物部石嶋
- ・御調塩三斗天平六年□月
〔十カ〕
158・26・6 032 JD17

| | | | | | | | | | |
|-----------------------|--------------|-----|---------|------------------------------------|------------|--------------|-----|---------|--|
| 〔青カ〕 □郷御贄鯛腊五升 | | | | | | | | | |
| 氷□□□ 〔曳五戸カ〕 | 69.13.2 | 011 | JD24 | 隱伎国 海□□□郷敷多里 阿曇部廣田調海藻六斤 | 天平六年 | 173.29.5 | 031 | JF09 | |
| 越前国丹生郡西廿五斤 〔茜カ〕 | (137)・24.6 | 032 | JF13 *5 | 隱伎国海部郡 海部郷□□里阿曇部与呂比 | 〔志吉カ〕 | 166.26.3 | 031 | JD17 *7 | |
| 越前国江沼郡忌□ 五斗「白米」 | (88)・21.4 | 039 | JD17 | 隱伎国海部郡海部郷□□里□□□ | 調海藻六斤 天平七年 | (137)・(14)・5 | 081 | JD22 | |
| 越前国加賀郡三□ 白米五斗 | (130)・24.3 | 039 | JD17 | 〔都カ〕 □□深里勝部足男 □藻六斤天平六年 | | (76)・26.3 | 039 | JF09 | |
| 越前国□□ | 183.21.4 | 032 | JD21 | 隱伎国智夫郡 美多郷美祢里石部水嶋 調乃利二斤 天平七年 | | 159.30.2 | 031 | JF12 *6 | |
| 越後国沼足郡深江□ | (72)・(14)・3 | 019 | JF13 *5 | 二 | | | | | |
| 因播国高草郡 | (92)・19.6 | 019 | JD26 | 隱伎国周吉郡 上部郷訓議里私部 足麻呂調烏賊六斤 | 天平七年 | 172.27.5 | 031 | JD19 *7 | |
| 因播国□□郡□□□ 〔高草 濃美カ〕 | (126)・(18)・7 | 039 | JD17 | ・「尾 □□」(裏面線刻) | | | | | |
| 伯耆国鮭御贄雄□ 〔須カ〕 | (63+40)・18.4 | 051 | JD27 | 隱伎国周吉□ □□郷市掃里服部□ | | (104)・22.2 | 039 | JD23 | |
| 伯耆国鮭□ | (36)・18.5 | 081 | JD26 | 調御取鰻四斤□□ 〔天カ〕 | | | | | |
| 石見国迹摩□ | (169)・16.5 | 039 | JF10 | 賀茂郷宇良里雀部鳥男 | | 134. (9)・2 | 031 | JF10 | |

川内郷福□
隱伎国役道郡 □

(138)・22・3 039 JF13

備後国沼隈郡調嶽十口

(97)・26・2 033 JF11

播磨国神埼郡

183・22・4 051 JD17 *5

周防国大嶋郡美敢郷美敢里酒人部麻志調塩三斗

天平七年九月

(248)・31・8 033 JD18

・播磨国多可郡□

・米戸主宅部国□

(104)・27・6 039 JD29

・淡路国□ …

・戸主私部美□…□

(78+26)・31・8 039 JF13

・播磨国多可郡蔓田郷高□

□白米五斗

(149)・25・5 039 JD29

・阿波国美馬郡三野郷

・戸主佐伯直国麻呂米五斗

191・20・3 033 JD24 *7

・播麻国高郡□

戸主日下部古又三□

・五斗戸主日下部□ □
戸主日下部□

(93)・23・4 039 JD29

・讃岐国山田郡□

・調塩三斗

(69)・16・2 039 JD18

・讃岐国山田郡

□□□□

(109)・(7)・4 081 JD17

美作国

(59)・(17)・3 039 JF12

・美作□□

□□

(108)・25・7 039 JD23

伊豫国桑□郡古田郷
[村カ]

讃岐国□ □

(110)・(9)・5 081 JF13

・備中国哲多郡大飯郷

・三谷里□ □

135・(24)・8 032 JF2

宗我部乙梶□俵一「□□」(削り残り、天地逆) 178・23・4 051 JD26
[戸カ]

伊豫国伊□□石井郷海部里白髪部□□
[予カ] [嶋カ]

(56+89)・19・3 039 JD26

備中国□ □

132・23・6 032 JF09

〔綿カ〕 大原里綿七十八屯〔平カ〕
 □壹伯屯 三井里綿廿□□ 天□四年
 (194)・25・4 019 JF11

〔雉腊カ〕
 □□国□□□ 60・(4)・2 031 JD28

〔郡カ〕〔里〕
 □□高生郷高生□□□ 日下部□万呂 (227)・(18)・8 081 JF10

・□□ 矢作部古万呂矢作 日下部□万呂 (227)・(18)・8 081 JF10

・神前郡 時丁□ (60)・17・5 039 JD27

・□□郡□□ 比志古鱒 96・22・2 032 JF11

上郷上小野戸白□ (119)・20・6 033 JD29 *6

〔郷カ〕 上□上小野五戸白□ (189)・(20)・4 081 JD29

上郷下小野五戸□米五斗〔白カ〕 177・30・5 033 JD29

・上郷下小野五戸

・白米五斗 151・25・4 033 JD29 *6

(マ、)〔少万呂戸同カ〕
 □郷戸主部□□□□□□□□□□□□
 ・天平八年七月 (168)・21・3 039 JD17

〔野カ〕
 □□郷御調鉄一連□□七年十月 (165)・23・5 039 JD22

日置造臣末呂□□〔調カ〕 139・18・4 031 JD22

・大住麻多布造籠 大竹□□〔六カ〕 (68)・16・2 032 JF11

・大井里戸主秦□□造麻呂 (106)・(7)・2 081 JF11

□□ 沼足戸米 117・25・4 033 JF13

□荒堅魚十一斤十兩 (118)・27・7 019 JF12

〔十カ〕 □一斤十兩〔六連〕 (149)・33・6 039 JF12

天平七年九月

□ 五拾伍条 (164)・24・4 081 JF12

□ 調六斤 五十六条 (122)・22・4 019 JF13

天平七年十月

〔陸カ〕
□拾条

天平七年十月

(168)・26・5 019 JF11

幡磨

36・16・3 032 JF12

幡磨

45・15・3 032 JF14 *8

・天平六年十一月十日進鯛鮓

・ 大國

142・23・2 032 JD26

幡磨

35・16・3 032 JF14 *8

粳春米五斗

(97)・(23)・2 081 JF12

幡磨

37・13・4 032 JF14 *8

專国司
計郡司

(17)・(24)・2 081 JF11

幡磨

36・12・4 032 JF14

六十六古 付文屋

136・36・4 011 JD17

・ 〇 知奴
・ 〇 七日

37・12・4 022 JF12 *8

山宿

50・26・3 011 JF08

〇 西

35・18・3 022 JF10 *4

山代

56・25・(3) 032 JF10 *8

〇 一

28・15・5 022 JD28

山代
(右ノ二点ハ本来表裏ヲ成ス)

55・25・(2) 032 JF11 *8

赤米六斗 七月十一日

(96)・19・2 032 JF10

山代
(右モ本来表裏ヲ成セシモノノ片割レカ)

57・26・(3) 032 JF11

海大棗

(115)・17・3 051 JD25 *7

〇 山代

37・16・4 011 JF12 *8

・ 干柿子三

□□

(50)・(18)・3 081 JD24 *7

| | | | | | | | | | | | |
|---------|-------|------------|-----|---------|---------|----------------|-----|---------|--|--|--|
| ・[桃カ] | | | | | | | | | | | |
| □一石四斗 | 茄子一斗六 | | | | | | | | | | |
| ・升 | □□ | 167・(18)・3 | 011 | JD29 | 蒸海老廿隻 | (101)・17・2 | 051 | JD29 | | | |
| ・茄子缶 | | | | | 和々良腸一升 | (92)・(13)・2 | 039 | JD23 | | | |
| ・茄子缶 | | | | | [堅魚煎汁カ] | | | | | | |
| | | | | | □□□□一斗 | 71・15・3 | 033 | JD29 | | | |
| | | | | | 五十株 | (84)・20・2 | 039 | JF10 | | | |
| 煮堅魚 | | (69)・15・2 | 019 | JF12 *3 | 白髮賦薩□ | (96)・(23)・3 | 081 | JD27 *7 | | | |
| 年魚巻□ | | (78)・24・4 | 039 | JD29 | 封 | 85・16・3 | 031 | JD19 | | | |
| 煮腊年魚 | | (188)・9・2 | 039 | JD29 | 封 | (91)・22・4 | 031 | JF12 *7 | | | |
| 塩漬年□ | | (90)・21・4 | 019 | JD29 | 封 | 207・(14)・(2) | 031 | JD22 *7 | | | |
| 与利刀納六斤 | | 50・13・2 | 031 | JD18 | [封カ] | (151)・(10)・(2) | 039 | JF11 | | | |
| | | | | | □ | | | | | | |
| 比焉鰯五十一貝 | | 123・15・3 | 051 | JD17 | 封 | | | | | | |
| 麻生割鰯卅貝 | | (95)・18・2 | 081 | JD26 | ・封先日符謹封 | | | | | | |
| 鮑鰯 | | (56)・22・5 | 051 | JD29 *3 | ・野朝義義 | 141・78・19 | 011 | JF12 | | | |
| | | | | | 我身在宝□ | (47)・6・6 | 019 | JD27 | | | |
| | | | | | [寿カ] | | | | | | |
| 烧海老五十隻 | | (105)・17・2 | 051 | JD27 *7 | 安 | | | | | | |

安 (29)・6・6 019 JD27

・九々八十一七十二八十九八十六六十一及歳位

・ □麻呂 歳位歳位天恩天恩□

安 (72)・6・7 019 JD28

・ 文赤赤赤赤

(箸ノ側面三面ニ文字ヲ記セシモノ) 長189・径5 061 JF10

安 (60)・6・6 019 JD28

九々八十一八 (101)・(59)・(7) 081 JD28

安 (58)・5・6 019 JD28

〔皇カ〕 □比古天□ (69)・(27)・(3) 081 JF09 *7

左 (63)・8・8 011 JD27

□ □ 何晏集解子日□ (203)・(15)・4 081 JF09 *7

中 (114)・9・5 019 JD17

・ □刀自□ □子□ □午未申酉戌亥子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥子□

〔衛カ〕〔衛府カ〕
中□ 中□ □ 207・(30)・6 081 JD19

・ □フ □中 □ □ □ 解 □三 □今 (325)・(12)・4 081 JF13

・ 大倭国司司司司 (89)・(11)・3 081 JF10

・ 延佐太之可奈岐□可己之□ □可良古自□□

・ 大倭国司 (50)・(8)・3 081 JF10

・ 子東人子東人 人子□□ □ (423)・(27)・7 081 JD17

尾張 国仲嶋 54・75・7 011 JD28

〔人カ〕 □斗己止乃於母不斗 (132)・28・5 081 JD20

・ 「□」上野国

・ 名名歴獨獨右京四三坊有有

・ 毛野古 (裏面重ネ書キアリ) (95)・(23)・3 081 JF09

・ 左京四条三坊左獨

「□□□ □□□ □□□ □□□ □□□ □□□」 (311)・30・2 081 JD29

| | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------|------------|-----|------|---------------|------|-----|-------------|-----|------|
| ・進上 □瓜□ | 〔十九カ〕 | (84)・(5)・4 | 081 | JD34 | ・四合 已知倉女四合依□□ | 〔病カ〕 | 麦粉粥 | (117)・(7)・4 | 081 | JD34 |
| ・天平八年七月□□日□ | | | | | □ | | | | | |
| ・山背□ ……進上□ | 〔直カ〕 | | | | | | | | | |
| ・東直稻九束 □ | □稻七束 | | | | | | | | | |
| ・使□ | | | | | | | | | | |
| ・生□ 右三□ | | | | | | | | | | |
| ・阿布□ …… | | | | | | | | | | |
| □稻廿□ …… | | | | | | | | | | |
| 天平八年五□ | | | | | | | | | | |
| (48+36+108)・(36)・3 | | | | | | | | | | |
| 081 | | | | | 升六合 | | | | | |
| JD34 | | | | | | | | | | |
| ・三升二合塩三升六合 | | | | | | | | | | |
| (156)・(17)・6 | | | | | | | | | | |
| 039 | | | | | | | | | | |
| JD34 | | | | | | | | | | |
| ・多治比□ 合八種物如件 | | | | | | | | | | |
| (134)・(42)・(8) | | | | | | | | | | |
| 081 | | | | | | | | | | |
| JD34 | | | | | | | | | | |
| 〔平カ〕 | | | | | | | | | | |
| □五年正月四日廣津福麻呂 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| ○大炊 | | | | | | | | | | |
| (97)・(13)・3 | | | | | | | | | | |
| 081 | | | | | | | | | | |
| JD35 | | | | | | | | | | |
| ○魚鮓贅壹□ | | | | | | | | | | |
| (79)・(16)・2 | | | | | | | | | | |
| 081 | | | | | | | | | | |
| JD34 | | | | | | | | | | |
| ・漆 | | | | | | | | | | |
| (177)・(28)・4 | | | | | | | | | | |
| 081 | | | | | | | | | | |
| JD34 | | | | | | | | | | |
| ・漆緑 □櫃韓 | | | | | | | | | | |
| (162)・(10)・3 | | | | | | | | | | |
| 081 | | | | | | | | | | |
| JD34 | | | | | | | | | | |
| 〔苧田カ〕 | | | | | | | | | | |
| (53)・9・(9) | | | | | | | | | | |
| 019 | | | | | | | | | | |
| JD34 | | | | | | | | | | |

平城宮発掘調査出土木簡概報(三十一)(三十四)(三十七)(三十八)訂正

—— 二条大路木簡訂正一、長屋王家木簡訂正三 ——

『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十四)刊行以降、新たにわかった二条大路木簡の釈文の訂正(いずれも新たな接続の判明)、及び『同』(二十八)の訂正(いずれも重複による削除)を掲げる。掲載の体裁などは、前回到做うこととする。

概報三十四

五頁上1

海□三缶
息伎腊五籠
息伎鯁五籠

右典侍大宅朝臣宣□□

「□」東絶七十三匹 絶廿四匹□□
絶七十三匹 絶廿四匹 □□

一一頁下5

・秦近万呂 長谷部百足
「大少事虎」
雀部男虎 私部大万呂

・右四人廿三日不宿直
「大宅首」

「禾凡龍麻呂 玉作金弓虫万呂」

162.41.3 011 JF09

一四頁上1

・三井上三嶋掃守財県□
・右五人

(109)・14.2 019 JD17

(484)・(48)・10 081 JD22

一五頁下末

・廿四日不食米一斗一升四合

土師石前八合 葛木乙万呂八合

山代子虫八合

上虎万呂七合

日下部海子八合

大原東万呂八合

阿刀飯主六合

阿刀飯主六合

〔判稻万呂〕

天平八年五月廿四日苧田孔足

453・(33)・3 081 JD29

二二頁上3・4

曹司送

二百廿文

潤月廿四日専大夫受

九十文

四月十九日受高田廣国

一貫

十一月廿日受何万呂

〔榎カ〕

□井書寮

□文

二月廿八日受薦集馬甘

三百文

五年□□□女等□□

百文

十一月二日受客足国

□日受榎井書寮

三月廿日専大夫受

三百文

□□

十月十七日受何万呂

□文

(300)・(39)・5 081 JF11

(本概報三〇頁上7、8モ同一木簡ノ断片ナラン)

二四頁上5

参河国播豆郡篠嶋海部供奉九月料御贄佐米□

(187)・21・4 039 JD22

二五頁上4

伊豆国田方郡久寝郷坂上里矢田部千嶋調荒堅魚十一斤十兩

天平七年九月

七連五丸

370・28・3 031 JD27

二五頁上8

伊豆国賀茂郡川津郷湯田里戸主矢田部伊豆麻呂調煮堅魚八斤五兩
七連五節
天平七年十月

284・24・3 011 JF11

二六頁上5

安房国安房郡大田郷大屋里戸主大伴部黒秦戸口日下部金麻呂輪艘調陸斤
伍拾玖条
天平七年十月

303・27・5 032 JD24, JD28

二七頁上6

三三頁上10、11

・近江国坂田郡上坂郷戸主丸部豊嶋

山代

66・25・(2) 032 JF10

・戸三斗 (マノ)

山代

66・25・(3) 032 JF10

戸主酒波今麻呂戸三并六斗

(右ノ二点ハ本来表裏ヲ成ス)

二九頁上3

三三頁上3、4

因播国進上鮮鮭 御贄壹隻 雄栖
天平八年十月

(197)・20・7 039 JD18

・封
・印

(上端カラ割リヲ入レ、中途マデ表裏ニ分ツ。文書ナドノ物品ヲ挟シシモノカ)

595・41・5 061 JD18

三二頁上8

・漬瓜缶

123・27・3 032 JF10

三五頁上3

・漬瓜缶

「阿刀カ」

□□酒主誠恐誠惶謹頓首啓

貴徳坐下

091 JD27

概報三十一・三十七

概報二十一、三五頁下6

北宮進上 「XXXXXXXXXXXX」

305.43.(2) 061 TD11

概報二十七、二四頁上7

大大大大大大大大大大

(240)・(28)・(2) 061 TG11

(右二点八本来表裏ヲ成ス封緘木簡)

概報二十八

六頁下7

一一頁下4

二七頁中1

帳内

米

年

七頁下6

米

三一頁中11

小

一九頁上8

井

一〇頁下6

嶋家令

三四頁上5

井

二〇頁上3

米

一一頁中3

右

(以上二〇点、重複ニツキ削除ス)

給米